

(広報資料)

平成28年3月28日

都 市 計 画 局

〔担当：まち再生・創造推進室〕
電話：222-3503

京都市空き家等対策協議会市民公募委員の募集について

京都市では、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。),「京都市空き家等の活用,適正管理等に関する条例」に基づき,「空き家の発生の予防」,「活用・流通の促進」,「適正な管理の推進」,「跡地の活用」といった総合的な空き家対策を推進しています。

この度,法に基づく「京都市空き家等対策計画(仮称)」の策定等のための協議を行う「京都市空き家等対策協議会」(以下「協議会」という。)の市民公募委員を下記のとおり募集しますので,お知らせします。

記

1 募集人数

2名

※ うち1名は,市内に所在する大学,大学院,短期大学,専門学校のいずれかの学生とします。

2 委員就任の期間

委嘱の日～平成30年3月31日(土)

3 委員の仕事

協議会(平成28年度は4回程度開催予定)に出席し,「京都市空き家等対策計画(仮称)」の策定等に係る議論を行っていただきます。

4 応募資格

次の条件を全て満たす方

- (1) 市内に居住又は通勤,通学する満18歳以上の方
- (2) 国,地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (3) 国籍は問いませんが,日本語を理解できる方
- (4) 本市の他の審議会に2つ以上,市民公募委員として在籍していない方

5 応募方法

別紙の応募用紙に必要事項,作文(テーマ「京都市の空き家対策をより実効性のあるものにするためのアイデア」400字程度)を記入したものを,持参,郵送,FAX又は電子メールで御提出ください。電子メールの場合は,様式は問いませんが,応募用紙の必要事項に沿った内容でお送りください。

また、京都市ホームページ「京都市情報館」の専用フォームからも御応募いただけます。
なお、応募していただいた書類は返却しませんので御了承ください。

6 募集期間

平成28年3月28日（月）～平成28年4月11日（月）※必着

7 選考方法

選定委員会を設置し、応募していただいた書類により、選考いたします。
なお、選考結果については、応募者全員に通知します。

8 報酬

協議会に御出席いただいた場合に報酬をお支払いします。

9 応募・問い合わせ先

〒604-8571（住所記載不要）

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（空き家対策担当 田邊，福本）

TEL 075-222-3503

FAX 075-222-3478

電子メール machisai@city.kyoto.lg.jp

ホームページの専用応募フォーム

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000195364.html>